



福県医発第2415号(地)

平成23年 3月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

大雪による被災者の公費負担医療の取扱いについて(石綿健康被害)

平成23年1月からの新潟県各地における連日の大雪による被災状況等にかんがみ、石綿健康被害医療手帳等の関係書類を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の場合には、石綿健康被害医療手帳がなくても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できる取扱いとすること及び、医療費の請求等の事務取扱いについて、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構より通知が発出された旨、日本医師会より別添のとおり連絡が参りましたのでお知らせいたします。

石綿健康被害医療手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに診療を行った場合、医療機関において明細書の記入の際には、公費負担番号(認定疾病にかかる医療「66141011」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関へ請求することとなります。

ただし、受給者番号が確認できた場合には、当該番号を記載することとし、この場合には住所を記載する必要はありません。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 215)

平成 23 年 2 月 22 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

大雪による被災者の公費負担医療の取扱いについて（石綿健康被害）

平成 23 年 1 月からの新潟県各地における連日の大雪による被災状況等にかんがみ、石綿健康被害医療手帳等の関係書類を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の場合には、石綿健康被害医療手帳がなくても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できる取扱いとすること及び、医療費の請求等の事務取扱いについて、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

石綿健康被害医療手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに診療を行った場合、医療機関において明細書の記入の際には、公費負担番号（認定疾病にかかる医療「66141011」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関へ請求することとなります。

ただし、受給者番号が確認できた場合には、当該番号を記載することとし、この場合には住所を記載する必要はありません。

<添付資料>

大雪による被災者の公費負担医療の取扱いについて

（平 23. 2. 15 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室
独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部）

事 務 連 絡

平成 23 年 2 月 15 日

新潟県 衛生主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

大雪による被災者の公費負担医療の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成 23 年 1 月からの新潟県各地における連日の大雪による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の大雪による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、石綿健康被害医療手帳が無くても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとします。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。

また、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いいたします。

診療報酬の請求等の事務については、厚生労働省保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病にかかる医療「6・6 1 4 1 0 1 1」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

事 務 連 絡
平成23年 2 月15日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新潟県各地における連日の大雪による
被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて

新潟県各地における連日の大雪による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

記

- 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について
 - (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。
なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者であると確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。
 - ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経緯、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。
 - ② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあつては、住所又は事業所名及び連絡先（確認している場合）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

- ④ 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成23年2月9日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・大雪により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料・税等の取扱いについて（平成23年2月9日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・大雪による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成23年2月9日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- ⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

- (2) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(1)の④の方法により行うものとする。

- (3) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を行うこととし、2月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定で

きない者等に係る明細書等については、紙レセプトにより請求すること。

また、D P Cレセプトのコーディングデータについては、通常どおり、オンライン又は電子媒体により審査支払機関に提出すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、別紙を参考とされたいこと。

(別紙)

1 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で保険診療を行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

2 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料1を算定できる。

3 1及び2で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。